水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準

新旧対照表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
1-1-1	**第１章　１節　総　　則** １　　略 ２　適用の範囲 この基準は、積算基準日が、平成３０年１０月１日以降の積算に適用する。 ３　　略	**第１章　１節　総　　則** １　　略 ２　適用の範囲 この基準は、積算基準日が、令和元年１０月１日以降の積算に適用する。 ３　　略	元号の改正
1-2-2	**第１章　２節　積算の通則** **３　積算価格構成の内訳　３－２　間接工事費** **３－２－１　共通仮設費** １０）イメージアップ経費 ①　　略 ② その他イメージアップとして実施する項目の費用 ③ イメージアップの実施に伴う土地等の借上げに要する費用	**第１章　２節　積算の通則** **３　積算価格構成の内訳　３－２　間接工事費** **３－２－１　共通仮設費** １０）現場環境改善費 ①　　略 ② その他現場環境改善として実施する項目の費用 ③ 現場環境改善の実施に伴う土地等の借上げに要する費用	漁港漁場関係工事積算基準改正に伴う文言の改正
2-2-1	**第２章　２節　間接工事費** **２　共通仮設費　２－１　一般事項** **２－１－１　共通仮設費の構成** 共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。 共通仮設費 ┬ 回航・えい航費 ├ 運搬費 ├ 準備費 ├ 事業損失防止施設費 ├ 安全費 ├ 役務費 ├ 技術管理費 ├ 水雷・傷害等保険料 ├ 営繕費 └ イメージアップ経費	**第２章　２節　間接工事費** **２　共通仮設費　２－１　一般事項** **２－１－１　共通仮設費の構成** 共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。 共通仮設費 ┬ 回航・えい航費 ├ 運搬費 ├ 準備費 ├ 事業損失防止施設費 ├ 安全費 ├ 役務費 ├ 技術管理費 ├ 水雷・傷害等保険料 ├ 営繕費 └ 現場環境改善費	漁港漁場関係工事積算基準改正に伴う文言の改正
2-2-8	**２－１１　イメージアップ経費** **２－１１－１　イメージアップ経費の内容** **２－１１－２　イメージアップ経費の構成** イメージアップ経費の構成は、下記のとおりとする。 イメージアップ経費 ┬ 仮設関係：仮設備の設置、美装化に要する費用 垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・ＰＲ看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ ├ 安全関係：安全器具の美装化、清掃に要する経費 器具美装化｛バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器）｝、清掃費 ├ 役務関係：イメージアップに係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用 ├ 営繕関係：現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催 ├ 防災・危機管理関係：防災訓練に要する費用 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい費・運搬費、資機材の費用 └ 担い手育生関係：現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成	**２－１１　現場環境改善費** **２－１１－１　現場環境改善費の内容** **２－１１－２　現場環境改善費の構成** 現場環境改善費の構成は、下記のとおりとする。 現場環境改善費 ┬ 現場環境改善（仮設備関係）：仮設備の設置、美装化に要する費用 垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・ＰＲ看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ ├ 現場環境改善（安全関係）：安全器具の美装化、清掃に要する経費 器具美装化｛バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器）｝、清掃費 ├ 現場環境改善（役務関係）：現場環境改善に係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用 ├ 現場環境改善（営繕関係）：現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、パンフレット、見学会、行事の開催 ├ 現場環境改善（防災・危機管理関係）：防災訓練に要する費用 防災訓練（自身・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の円良否、回航えい航費・運搬費、資機材の費用 └ 現場環境改善（担い手育成関係）：現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 現場見学会の開催、見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成	漁港漁場関係工事積算基準改正に伴う文言の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：2-2-8、2-2-9

旧

２－１１－３　積算方法

イメージアップ経費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。
ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし､特別なイメージアップを行う場合は､積上げ計上とする。

１）率計算による部分

（１）率計算による額の算定

イメージアップ経費（率部分）は、工種区分にしたがって、**「表－②　イメージアップ経費率」**により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。

対象額は、直接工事費（コンクリート製、鋼製および化学系魚礁部材購入費、処分費等を除く共通仮設費対象額）、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。

２）　略

３）その他

電気防食材など部材のみを取り付ける工事については、イメージアップ経費を計上しない。

表－②　イメージアップ経費率

対象額 ／ 適用区分等 ／ 工種区分		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
漁港漁場	浚渫工事	０．９２％	１５９．８	－０．３３０１	０．１４％
関係工事	構造物工事	２．０２％	１１９２．６	－０．４０８９	０．１９％

イメージアップ経費率の算定式　　$I_r = a \cdot P^b$　　（小数３位四捨五入）
ただし　I_r：イメージアップ経費率（%）
P：イメージアップ経費率の算出対象額（円）
a、b：定数値

新

２－１１－３　積算方法

現場環境改善費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。
ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし､特別な現場環境改善を行う場合は､積上げ計上とする。

１）率計算による部分

（１）率計算による額の算定

現場環境改善費（率部分）は、工種区分にしたがって、**「表－②　現場環境改善費率」**により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。

対象額は、直接工事費（コンクリート製、鋼製および化学系魚礁部材購入費、処分費等を除く共通仮設費対象額）、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。

２）　略

３）その他

電気防食材など部材のみを取り付ける工事については、現場環境改善費を計上しない。

表－②　現場環境改善費率

対象額 ／ 適用区分等 ／ 工種区分		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
漁港漁場	浚渫工事	０．９２％	１５９．８	－０．３３０１	０．１４％
関係工事	構造物工事	２．０２％	１１９２．６	－０．４０８９	０．１９％

現場環境改善費率の算定式　　$I_r = a \cdot P^b$　　（小数３位四捨五入）
ただし　I_r：現場環境改善費率（%）
P：現場環境改善費率の算出対象額（円）
a、b：定数値

摘要

漁港漁場関係工事積算基準改正に伴う文言の改正

掲載頁：2-2-10

旧

２－１１－４　イメージアップの特記仕様書例

特記仕様書（Ａ）案～（イメージアップの実施内容を請負人に選択させる場合）

イメージアップについて

１．イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の　改善を行うために実施することを目的とする。
２．イメージアップの内容については、以下に準じて５項目を基本とし実施すること。
３．イメージアップについては、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
４．工事完了時には、イメージアップの実施写真等を提出するものとする。

特記仕様書(B)案　～　（イメージアップの実施内容を指定する場合）

イメージアップについて

１　イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
２　イメージアップの実施内容については、次のとおりとする。
・○○を実施する。
・△△を実施する。
・××を実施する。
３　イメージアップの具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。
４　工事完了時には、イメージアップの実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

新

２－１１－４　現場環境改善の特記仕様書例

特記仕様書（Ａ）案～（現場環境改善の実施内容を請負人に選択させる場合）

現場環境改善について

１．現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改　善を行うために実施することを目的とする。
２．現場環境改善の内容については、以下に準じて５項目を基本とし実施すること。
３．現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
４．工事完了時には、現場環境改善の実施写真等を提出するものとする。

特記仕様書(B)案　～　（現場環境改善の実施内容を指定する場合）

現場環境改善について

１　現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
２　現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
・○○を実施する。
・△△を実施する。
・××を実施する。
３　現場環境改善の具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。
４　工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

摘要

漁港漁場関係工事積算基準改正に伴う文言の改正

掲載頁	旧	新	摘要
2-2-11	**３　現場管理費　３－１　積算方法等** **３－１－１　積算方法** **表－③　現場管理費率** （旧） （新） 現場管理費の算定式　Ｊ。＝ａ・Ｎｐ^ｂ　（小数３位四捨五入） ただし、Ｊ。：現場管理費率（%） Ｎｐ：現場管理費率の算出対象額（円） ａ、ｂ：定数値		現場管理費率の改正
5-1-19	**第５章　１節　回航・えい航費** **３　えい航** **えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表** （旧） （新） 注）１．土運船、台船については、引船１隻で２隻までえい航できるものとする。 ２．土運船をえい航する引船規格については、土運船運搬時の作業船の組合せを原則とする。 ３．上記組合せ表にない大型船舶のえい航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。 ４．被えい航船舶等の規格範囲の表示がないものについては（まで）と読み取るものとする。 ５．起重機船（固定）の3,000ｔ吊を超え3,700ｔ吊までは、引船4,000PS型と4,000PS型の２隻引きとする。		グラブ浚渫船－普通地盤用(㎥)の改正

掲載頁	旧	新	摘要
5-2-3	**第５章　２節　運搬費** **２　建設機械器具等運搬費** **２－３　施工方式　２－３－２　運搬方式の選定** ２）運搬方式の諸元 （１）積上げ計算の対象機械 機械質量20ｔ以上の建設機械を積上げ計算の対象とする。 （２）分解・組立が必要な機械 運搬に際し標準的な分解・組立及び輸送費の算定に適用する機械は、下表のとおりとする。	**第５章　２節　運搬費** **２　建設機械器具等運搬費** **２－３　施工方式　２－３－２　運搬方式の選定** ２）運搬方式の諸元 （１）積上げ計算の対象機械 機械質量20ｔ以上の建設機械を積上げ計算の対象とする。 （２）分解・組立が必要な機械 運搬に際し標準的な分解・組立及び輸送費の算定に適用する機械は、下表のとおりとする。	オールケーシング 掘削機 据置式・全旋回型 →　スキッド式

旧

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付きを含む） 普通　21ｔ級以上～63ｔ級以下 湿地　20ｔ級以上～28ｔ級以下
バックホウ系	バックホウ 山積　1.0m3以上～2.1m3以下 (平積　0.7m3以上～1.5m3以下) 油圧クラムシェル・テレスコッピク 平積　0.4m3以上～0.6m3以下
クローラクレーン系	クローラクレーン（油圧駆動式、機械駆動式） 吊能力　16ｔ以上～300t以下 クラムシェル（油圧ロープ式、機械ロープ式） 平積　0.6m3以上～3.0m3以下
トラッククレーン	トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型） オールテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型） 吊能力　80ｔ以上～550t以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ(二軸式同軸式含む) ディーゼルハンマー・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘機 機械質量20ｔ以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機（クローラ式] 掘削径2,000mm以下 オールケーシング掘削機（据置式・全旋回型） 掘削径2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20ｔ以上から120ｔ以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属器機除く） 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量　20ｔ以上～180ｔ以下

注）１．深層混合処理機（二軸式90kW×2）は地盤改良機械（機械質量120tを超え170t以下）を適用する。
２．水中バックホウはバックホウ系（山積1.4m3以下）を適用する。

新

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付きを含む） 普通　21ｔ級以上～63ｔ級以下 湿地　20ｔ級以上～28ｔ級以下
バックホウ系	バックホウ 山積　1.0m3以上～2.1m3以下 (平積　0.7m3以上～1.5m3以下) 油圧クラムシェル・テレスコッピク 平積　0.4m3以上～0.6m3以下
クローラクレーン系	クローラクレーン（油圧駆動式、機械駆動式） 吊能力　16ｔ以上～300t以下 クラムシェル（油圧ロープ式、機械ロープ式） 平積　0.6m3以上～3.0m3以下
トラッククレーン	トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型） オールテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型） 吊能力　80ｔ以上～550t以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ(二軸式同軸式含む) ディーゼルハンマー・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘機 機械質量20ｔ以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機（クローラ式] 掘削径2,000mm以下 オールケーシング掘削機（スキッド式） 掘削径2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20ｔ以上から120ｔ以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属器機除く） 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量　20ｔ以上～180ｔ以下

注）１．深層混合処理機（二軸式90kW×2）は地盤改良機械（機械質量120tを超え170t以下）を適用する。
２．水中バックホウはバックホウ系（山積1.4m3以下）を適用する。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：5-2-5

旧

２－４　運搬　２－４－２　施工歩掛

1）使用機械の規格選定　分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

機械区分		規格	分解組立用クレーン 名称	分解組立用クレーン 規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
ブルドーザ		２１ｔ級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
		４４ｔ級以下		
		６３ｔ級以下		５０ｔ吊
地盤改良機械	中層混合処理機	質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第2基準値)	２５ｔ吊
		質量１２０ｔ以下		５０ｔ吊
	サンドパイル打設 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ﾍﾞｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	質量６０ｔ以下		
		質量１２０ｔ以下		
		質量１８０ｔ以下		
クローラクレーン系		３５ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積0.6m3含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
		８０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積2.0m3以下含む)		
		１５０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積3.0m3以下含む)		５０ｔ吊
		３００ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ　油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	５０ｔ吊
クローラ式杭打機		質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	５０ｔ吊
		質量１００ｔ以下		
		質量１５０ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （据置式・全旋回型）		前項　表参照	クローラクレーン　油圧駆動式 (排出ガス対策型)	８０ｔ吊

注）１．機械区分「オールケーシング掘削機（据置式、全旋回型）」は、**「第３章　１６節　仮設工、参考資料－３鋼管杭・鋼管矢板の選考掘削」**による場合に適用し、分解組立用クレーンは本体工事で使用するクローラクレーンを使用するものとする。なお、クローラクレーン（油圧工藤式80ｔ吊）の分解組立輸送費は、本体工事使用時に別途計上する。
２．現場条件により上記により難い場合は、別途考慮する。

新

２－４　運搬　２－４－２　施工歩掛

1）使用機械の規格選定　分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

機械区分		規格	分解組立用クレーン 名称	分解組立用クレーン 規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
ブルドーザ		２１ｔ級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
		４４ｔ級以下		
		６３ｔ級以下		５０ｔ吊
地盤改良機械	中層混合処理機	質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第2基準値)	２５ｔ吊
		質量１２０ｔ以下		５０ｔ吊
	サンドパイル打設 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ﾍﾞｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	質量６０ｔ以下		
		質量１２０ｔ以下		
		質量１８０ｔ以下		
クローラクレーン系		３５ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積0.6m3含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
		８０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積2.0m3以下含む)		
		１５０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積3.0m3以下含む)		５０ｔ吊
		３００ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ　油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	５０ｔ吊
クローラ式杭打機		質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	５０ｔ吊
		質量１００ｔ以下		
		質量１５０ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （スキッド式）		前項　表参照	クローラクレーン　油圧駆動式 (排出ガス対策型)	８０ｔ吊

注）１．機械区分「オールケーシング掘削機（スキッド式）」は、**「第３章　１６節　仮設工、参考資料－３鋼管杭・鋼管矢板の選考掘削」**による場合に適用し、分解組立用クレーンは本体工事で使用するクローラクレーンを使用するものとする。なお、クローラクレーン（油圧工藤式80ｔ吊）の分解組立輸送費は、本体工事使用時に別途計上する。
２．現場条件により上記により難い場合は、別途考慮する。

摘要

上記改正と同様
据置式・全旋回型
→　スキッド式

掲載頁：5-2-6

旧

2）使用機械の運転日数および労務歩掛
分解・組立に使用するクレーンの運転日数と労務歩掛は、下表により算定する。

機械区分		規格区分	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解＋組立)	クレーン運転歩掛 (日) (分解＋組立)	運搬費等率 (%)	雑材料率 (%)
ブルドーザ		21t級以下	－	2.8	2.1	134	21
		44t級以下	－	4.6	3.4	132	21
		63t級以下	－	8.4	6.2	90	14
バックホウ系		山積1.4? 以下 (油圧ﾌﾗﾑｼｪｪﾙ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 0.4? 以上0.6? 以下含む)	－	2.7	1.4	216	24
		山積2.1? 以下	－	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン系		35t吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積0.6? 含む)	－	3.0	0.8	384	22
		80t吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積2.0? 以下含む)	－	5.5	1.5	375	21
		150t吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積3.0? 以下含む)	－	11.3	3.1	287	16
		300t吊以下	－	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン		120t吊以下	－	4.3	1.5	439	97
		160t吊以下	－	5.7	1.9	454	100
		360t吊以下	－	11.7	4.0	443	97
		500t吊以下	－	20.9	7.1	446	98
クローラ式杭打機		－	60t以下	8.6	2.1	148	2
		－	100t以下	15.5	3.7	149	2
		－	150t以下	23.5	5.6	148	2
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 （クローラ式）		－	－	3.9	3.4	515	5
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 （据置式・全旋回型）		－	－	4.9	1.7	483	4
地盤改良機械	中層混合処理機	－	60t以下	16.0	2.4	229	4
		－	120t以下	41.2	6.3	190	3
	ｻﾝﾄﾞﾊﾟｲﾙ打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ﾍﾞｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	－	60t以下	16.0	2.4	191	3
		－	120t以下	41.2	6.3	190	3
		－	180t以下	64.6	9.9	189	3

新

2）使用機械の運転日数および労務歩掛
分解・組立に使用するクレーンの運転日数と労務歩掛は、下表により算定する。

機械区分		規格区分	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解＋組立)	クレーン運転歩掛 (日) (分解＋組立)	運搬費等率 (%)	雑材料率 (%)
ブルドーザ		21t級以下	－	2.8	2.1	134	21
		44t級以下	－	4.6	3.4	132	21
		63t級以下	－	8.4	6.2	90	14
バックホウ系		山積1.4? 以下 (油圧ﾌﾗﾑｼｪｪﾙ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 0.4? 以上0.6? 以下含む)	－	2.7	1.4	216	24
		山積2.1? 以下	－	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン系		35t吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積0.6? 含む)	－	3.0	0.8	384	22
		80t吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積2.0? 以下含む)	－	5.5	1.5	375	21
		150t吊以下 (ｸﾗﾑｼｪｪﾙ平積3.0? 以下含む)	－	11.3	3.1	287	16
		300t吊以下	－	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン		120t吊以下	－	4.3	1.5	439	97
		160t吊以下	－	5.7	1.9	454	100
		360t吊以下	－	11.7	4.0	443	97
		550t吊以下	－	20.9	7.1	446	98
クローラ式杭打機		－	60t以下	8.6	2.1	148	2
		－	100t以下	15.5	3.7	149	2
		－	150t以下	23.5	5.6	148	2
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 （クローラ式）		－	－	3.9	3.4	515	5
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 （スキッド式）		－	－	4.9	1.7	483	4
地盤改良機械	中層混合処理機	－	60t以下	16.0	2.4	229	4
		－	120t以下	41.2	6.3	190	3
	ｻﾝﾄﾞﾊﾟｲﾙ打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ﾍﾞｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	－	60t以下	16.0	2.4	191	3
		－	120t以下	41.2	6.3	190	3
		－	180t以下	64.6	9.9	189	3

摘要

上記改正と同様
据置式・全旋回型
→　スキッド式

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁 5-2-12

旧

３　仮設材等運搬
３－３　仮設材等運搬　３－３－２　施工歩掛

表１　運賃率表（参考）　（単位：円／ｔ）

距離＼製品長	12m以内	12m越～15m以内	15m越
10ｋｍまで	(2,070)	(2,540)	(2,950)
20　〃	(2,200)	(2,700)	(3,220)
30　〃	(2,450)	(2,700)	(3,460)
40　〃	(2,690)	(2,940)	(3,670)
50　〃	(2,940)	(3,220)	(3,920)
60　〃	(3,150)	(3,550)	(4,150)
70　〃	(3,380)	(3,820)	(4,380)
80　〃	(3,610)	(4,150)	(4,610)
90　〃	(3,830)	(4,390)	(4,840)
100　〃	(4,060)	(4,540)	(5,050)
110　〃	(4,250)	(4,670)	(5,260)
120　〃	(4,270)	(4,820)	(5,460)
130　〃	(4,550)	(4,960)	(5,630)
140　〃	(4,550)	(5,120)	(5,820)
150　〃	(4,830)	(5,330)	(6,030)
160　〃	(4,830)	(5,500)	(6,210)
170　〃	(5,110)	(5,650)	(6,390)
180　〃	(5,200)	(5,860)	(6,560)
190　〃	(5,400)	(6,050)	(6,740)
200　〃	(5,600)	(6,270)	(6,910)
200ｋｍを越え500ｋｍまで 20ｋｍまでを増すごとに	(280)	(350)	(400)
500ｋｍを越え 50ｋｍまでを増すごとに	(600)	(700)	(826)

新

３　仮設材等運搬
３－３　仮設材等運搬　３－３－２　施工歩掛

表１　運賃率表（参考）　（単位：円／ｔ）

距離＼製品長	12m以内	12m越～15m以内	15m越
10ｋｍまで	(3,410)	(4,030)	(5,180)
20　〃	(3,570)	(4,240)	(5,510)
30　〃	(3,850)	(4,510)	(5,860)
40　〃	(4,070)	(4,760)	(6,190)
50　〃	(4,420)	(5,140)	(6,630)
60　〃	(4,700)	(5,490)	(7,060)
70　〃	(5,070)	(5,890)	(7,520)
80　〃	(5,330)	(6,190)	(7,900)
90　〃	(5,610)	(6,520)	(8,310)
100　〃	(5,900)	(6,840)	(8,750)
110　〃	(6,250)	(7,200)	(9,180)
120　〃	(6,490)	(7,470)	(9,550)
130　〃	(6,780)	(7,790)	(9,940)
140　〃	(7,020)	(8,060)	(10,300)
150　〃	(7,290)	(8,360)	(10,700)
160　〃	(7,530)	(8,630)	(11,000)
170　〃	(7,790)	(8,910)	(11,400)
180　〃	(8,020)	(9,180)	(11,700)
190　〃	(8,290)	(9,470)	(12,100)
200　〃	(8,560)	(9,780)	(12,500)
200ｋｍを越え500ｋｍまで 20ｋｍまでを増すごとに	(447)	(558)	(738)
500ｋｍを越え 50ｋｍまでを増すごとに	(600)	(700)	(826)

摘要

漁港漁場関係工事積算基準の改正に伴う運賃率表の改正

掲載頁 5-2-15

旧

参考資料－１　仮設鋼材の輸送起算点

表３．１　輸送起算点（仮設鋼材）

所在地		旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	帯広市	比布町	池田町	美幌町	各市町村
鋼矢板	Ⅲ型	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－
	Ⅳ型	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
軽量鋼矢板	Ⅱ型	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－
Ｈ型鋼 山留材 （主材・副部材）	H-２００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
	H-２５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
	H-３００	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－
	H-３５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
	H-４００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
（桁材）	H-５９４	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
覆工板		－	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－
仮設防護柵	Gr-C-2B-2	－	－	○	－	○	－	－	－	○	○	－
仮設落石防護柵	H-１２５	○	○	－	－	－	○	－				－
敷鉄板												○

新

参考資料－１　仮設鋼材の輸送起算点

表３．１　輸送起算点（仮設鋼材）

所在地		旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	帯広市	比布町	池田町	美幌町	各市町村
鋼矢板	Ⅲ型	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－
	Ⅳ型	－	－	○	○	○	－	－	－	○	－	－
軽量鋼矢板	Ⅱ型	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
Ｈ型鋼 山留材 （主材・副部材）	H-２００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
	H-２５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
	H-３００	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	－
	H-３５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
	H-４００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－
（桁材）	H-５９４	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
覆工板		－	－	○	○	○	－	－	○	－	○	－
仮設防護柵	Gr-C-2B-2	－	－	○	－	○	－	－	－	○	○	－
仮設落石防護柵	H-１２５	○	○	－	－	－	○	－				－
敷鉄板												○

摘要

仮設鋼材に係る輸送起算点の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁 5-4-6

旧

第５章　４節　事業損失防止施設費
３．水質汚濁防止枠
３－４　汚濁防止枠の規格選定

グラブ浚渫船については、下表を標準とする。

グラブ浚渫船の船種・規格		汚濁防止枠		摘　要
普通地盤用	硬土盤用、岩盤用	規　格	形状寸法	
鋼Ｄ　2.5　～　5m3	鋼Ｄ　3.5m3	2.5　～　5m3用	14×14m	
鋼Ｄ　9　～　15m3	鋼Ｄ　5.5　～　7.5m3	9　～　15m3〃	20×20m	
鋼Ｄ　23m3	鋼Ｄ　11.5m3	23　～　30m3〃	22×22m	

新

第５章　４節　事業損失防止施設費
３．水質汚濁防止枠
３－４　汚濁防止枠の規格選定

グラブ浚渫船については、下表を標準とする。

グラブ浚渫船の船種・規格		汚濁防止枠		摘　要
普通地盤用	硬土盤用、岩盤用	規　格	形状寸法	
鋼Ｄ　2.5　～　5m3	鋼Ｄ　3.5m3	2.5　～　5m3用	14×14m	
鋼Ｄ　9　～　15m3	鋼Ｄ　5.5　～　7.5m3	9　～　15m3〃	20×20m	
鋼Ｄ　23　～　30m3	鋼Ｄ　11.5m3	23　～　30m3〃	22×22m	

摘要

5-4-9

旧

参考資料－１　汚濁防止膜の賃料等
３　運搬費

汚濁防止膜積載数量表

	単　独　フ　ロ　ー　ト	連続フロート（φ300）	連続フロート（φ400）
４　ｔ　車	２０～２４０ｍ	２０～１００ｍ	
１０　ｔ　車	２６０～３６０ｍ	１２０～２４０ｍ	２０～２００ｍ

新

参考資料－１　汚濁防止膜の賃料等
３　運搬費

汚濁防止膜積載数量表

	単　独　フ　ロ　ー　ト	連続フロート（φ300）	連続フロート（φ400）
４　ｔ　車	２０～１２０ｍ	－	－
１０　ｔ　車	１４０～２４０ｍ	２０～２００ｍ	２０～１２０ｍ

摘要

単－3

旧

７．供用係数の決定方法

１）前提条件

①船舶及び船員の年間供用可能日数は、それぞれ365日、240日（40時間制下）とする。
②荒天日数が休日の２倍以上となる場合は、休日は荒天日と完全に重複するものとする。
　また、荒天日数が休日の２倍未満の区間については、傾斜補正する。
③船員の給与体系は、月給制とする。
④船員の給与体系は、月給制とする。

２）算定式

〈船舶〉

$$\text{供用係数}（\alpha）= \frac{\text{供用日数}}{\text{運転日数}} = \frac{\text{運転日数＋休日＋安全教育等＋荒天日数}}{\text{運転日数}}$$

〈船員〉

$$\text{供用係数}（\beta）= \frac{\text{供用日数}}{\text{運転日数}} = \frac{\text{運転日数＋有給休暇＋安全教育等＋荒天日数}}{\text{運転日数}}$$

３）供用日数の内訳

区　分	対象日数	運転日数	休日日数	有給休暇	安全教育等	荒天日数
船舶α	３６５日	対象日数から右の日数を減じた日数	１２５日		１２日	荒天日数の算定結果による
船舶β	２４０日			２０日	１２日	

①休日：１２５日（土曜日５２日、日曜日５２日、祝祭日１３日、年末年始４日、夏期休暇４日）
②有給休暇：２０日（実態調査結果による）
③安全教育等：１２日（安全教育６日、現場整備６日）
④荒天日：実態調査に結果による

新

削　除

摘要

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
単-29			ペーパードレーン施工機に係る損料（供用）数量の改正
他-1-48			元号の改正

旧

1800-330-01　ペーパードレーン施工機

①ペーパードレーン施工機　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 20m以下 81kw	数量 30m以下 96kw	数量 40m以下 147kw	摘要
主燃料	軽油	ℓ	104	124	193	
運転手	（特殊）	人	1			
損料	運転	時間	6.9			
〃	供用	日	2.00			

10　設計変更上申書等の記載例

10－１　設計変更上申書（軽微の場合）

第３５号様式　　*左上余白に「軽微」と朱書き*

軽　微

設　計　変　更　上　申　書

平成○○年○○月○○日

○　○　総合振興局（振興局）長　　様　　*私　印*

工事監督員　水産課　○○　○○　㊞

○○○○ ← *工事番号を記入*　　*上申者は主任監督員で職と氏名を記入*

工　事　名　○○○地区増殖場造成工事

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

請負人	○○建設株式会社　*軽微な設計変更では工期の変更はできない*		
現工期	着工　平成○○年○○月○○日 完成　平成○○年○○月○○日	設計変更による工期変更の必要性	有（約　日　延長・短縮）・無
設計変更の概要	石材投入工の変更 *概要欄にはレベル２の工種を記入*	設計変更による工事の一時中止の要否	否 *一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第４０号様式）により上申すること*
理由	石材工 ・概数の確定により変更したい。 （契約書第17条） *契約書の条項（条まで）を記入* *増減額の絶対値の累計であることに留意*		
その他必要事項	約２，０００千円の増額見込（累計で約３，０００千円） *今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入*		

注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。
　　２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

新

1800-330-01　ペーパードレーン施工機

①ペーパードレーン施工機　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 20m以下 81kw	数量 30m以下 96kw	数量 40m以下 147kw	摘要
主燃料	軽油	ℓ	104	124	193	
運転手	（特殊）	人	1			
損料	運転	時間	6.9			
〃	供用	日	1.88			

10　設計変更上申書等の記載例

10－１　設計変更上申書（軽微の場合）

第３５号様式　　*左上余白に「軽微」と朱書き*

軽　微

設　計　変　更　上　申　書

令和○○年○○月○○日

○　○　（総合）振興局長　　様　　*私　印*

工事監督員　水産課　○○　○○　㊞

○○○○ ← *工事番号を記入*　　*上申者は主任監督員で職と氏名を記入*

工　事　名　○○○地区増殖場造成工事

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

請負人	○○建設株式会社　*軽微な設計変更では工期の変更はできない*		
現工期	着工　令和○○年○○月○○日 完成　令和○○年○○月○○日	設計変更による工期変更の必要性	有（約　日　延長・短縮）・無
設計変更の概要	石材投入工の変更 *概要欄にはレベル２の工種を記入*	設計変更による工事の一時中止の要否	否 *一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第４０号様式）により上申すること*
理由	石材工 ・概数の確定により変更したい。 （契約書第17条） *契約書の条項（条まで）を記入* *増減額の絶対値の累計であることに留意*		
その他必要事項	約２，０００千円の増額見込（累計で約３，０００千円） *今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入*		

注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。
　　２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-49	**10－２　設計変更上申書（第○回設計変更の場合）** 第３５号様式　***左上余白に「第○回設計変更」と朱書き*** 第○回設計変更 設　計　変　更　上　申　書 平成○○年○○月○○日 ○　○　総合振興局（振興局）長　様　　***私　印*** 工事監督員　水産課　○○　○○　㊞ ○○○○ ← ***工事番号を記入***　　***上申者は主任監督員で職と氏名を記入*** 工　事　名　○○○地区増殖場造成工事 上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。 請負人：○○建設株式会社 現工期：着工　平成○○年○○月○○日　完成　平成○○年○○月○○日 設計変更による工期変更の必要性：(有)(約２１日延長・短縮)・無 設計変更の概要：石材工の変更　***概要欄にはレベル２の工種を記入*** 設計変更による工事の一時中止の要否：否 ***一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第４０号様式）により上申すること*** 理由：石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数＝○○○㎥【数量増分】÷（○○㎥／日【日当施工量】×○．○○【稼働率】） ＝２１日 ***工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること*** その他必要事項：１５，１２０，０００円の増額　新工期　平成○○年○○月○○日まで ← ***請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入*** 注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 ２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。	**10－２　設計変更上申書（第○回設計変更の場合）** 第３５号様式　***左上余白に「第○回設計変更」と朱書き*** 第○回設計変更 設　計　変　更　上　申　書 令和○○年○○月○○日 ○　○　（総合）振興局長　様　　***私　印*** 工事監督員　水産課　○○　○○　㊞ ○○○○ ← ***工事番号を記入***　　***上申者は主任監督員で職と氏名を記入*** 工　事　名　○○○地区増殖場造成工事 上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。 請負人：○○建設株式会社 現工期：着工　令和○○年○○月○○日　完成　令和○○年○○月○○日 設計変更による工期変更の必要性：(有)(約２１日延長・短縮)・無 設計変更の概要：石材工の変更　***概要欄にはレベル２の工種を記入*** 設計変更による工事の一時中止の要否：否 ***一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第４０号様式）により上申すること*** 理由：石材工 ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数＝○○○㎥【数量増分】÷（○○㎥／日【日当施工量】×○．○○【稼働率】） ＝２１日 ***工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること*** その他必要事項：１５，１２０，０００円の増額　新工期　平成○○年○○月○○日まで ← ***請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入*** 注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 ２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-50	**10－３　設計変更上申書（軽微総括の場合）** 第３５号様式　***左上余白に「軽微総括」「第〇回設計変更」と朱書き*** 軽　微　総　括 第〇回設計変更 設　計　変　更　上　申　書 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇　〇　総合振興局（振興局）長　様　　***私　印*** 工事監督員　水産課　〇〇　〇〇　㊞ 〇〇〇〇 ← ***工事番号を記入***　　***上申者は主任監督員で職と氏名を記入*** 工　事　名　〇〇〇地区増殖場造成工事 上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。 請負人：〇〇建設株式会社 現工期：着工　平成〇〇年〇〇月〇〇日　完成　平成〇〇年〇〇月〇〇日 設計変更による工期変更の必要性：有（約　日延長 短縮）・無 設計変更の概要：囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更　***概要欄にはレベル２の工種を記入*** 設計変更による工事の一時中止の要否：否 理由：囲いブロック製作工 ・着工前測量の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のＡ1,10型を10個から8個に減じ、Ａ0.9型を10個から12個に変更**する**。 （契約書第17条）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微） ***軽微総括の際は「したい」ではなく「する」***　　***軽微の上申日を記入*** 囲いブロック運搬・据付工 ・囲いブロック製作工の変更に伴い、各ブロックの数量変更**したい**。 その他必要事項：１，０６０，５００円の増額 ← ***請負代金額の増減額を記入*** 注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 ２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。	**10－３　設計変更上申書（軽微総括の場合）** 第３５号様式　***左上余白に「軽微総括」「第〇回設計変更」と朱書き*** 軽　微　総　括 第〇回設計変更 設　計　変　更　上　申　書 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇　〇　（総合）振興局長　様　　***私　印*** 工事監督員　水産課　〇〇　〇〇　㊞ 〇〇〇〇 ← ***工事番号を記入***　　***上申者は主任監督員で職と氏名を記入*** 工　事　名　〇〇〇地区増殖場造成工事 上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。 請負人：〇〇建設株式会社 現工期：着工　令和〇〇年〇〇月〇〇日　完成　令和〇〇年〇〇月〇〇日 設計変更による工期変更の必要性：有（約　日延長 短縮）・無 設計変更の概要：囲いブロック製作工、囲いブロック運搬・据付工の変更　***概要欄にはレベル２の工種を記入*** 設計変更による工事の一時中止の要否：否 理由：囲いブロック製作工 ・着工前測量の結果、工事実施場所に一部起伏があり、当初製作予定のＡ1,10型を10個から8個に減じ、Ａ0.9型を10個から12個に変更**する**。 （契約書第17条）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微） ***軽微総括の際は「したい」ではなく「する」***　　***軽微の上申日を記入*** 囲いブロック運搬・据付工 ・囲いブロック製作工の変更に伴い、各ブロックの数量変更**したい**。 その他必要事項：１，０６０，５００円の増額 ← ***請負代金額の増減額を記入*** 注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。 ２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-51	**10－４　現場不符合等確認書** 第３３号様式 現場不符合等確認書 ○○○○ ←― ***工事番号を記入*** 工事名　○○○○地区増殖場造成工事 上記建設工事に係る現場不符合等に関し、平成○○年○○月○○日調査の結果、次のとおり確認した。 平成○○年○○月○○日 ***確認者は現場不符合等を確認した工事監督員（主任監督員ｏｒ監督員）で職と氏名を記入*** 工事監督員　○○　○○　□□　㊞ 現場代理人　□□　△△　㊞ ***私　印*** 1　不符合等の内容 別紙、工事施工協議簿による。 ***工事施工協議簿を有効活用すること*** 2　措置に関する意見 別紙、工事施工協議簿による。 ***ポイント*** 契約書第17条を適用し設計変更を行う場合には、現場不符合等確認書（第33号様式）による確認と現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。 注　1　不符合等の内容は、できるだけ詳細に記載すること。 2　措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（だれの意見であるかを明らかにすること。を併記すること。 3　この確認書に別紙を添付した場合は、工事監督員及び現場代理人は、そのつづり目に割り印を押印すること。	**10－４　現場不符合等確認書** 第３３号様式 現場不符合等確認書 ○○○○ ←― ***工事番号を記入*** 工事名　○○○○地区増殖場造成工事 上記建設工事に係る現場不符合等に関し、令和○○年○○月○○日調査の結果、次のとおり確認した。 令和○○年○○月○○日 ***確認者は現場不符合等を確認した工事監督員（主任監督員ｏｒ監督員）で職と氏名を記入*** 工事監督員　○○　○○　□□　㊞ 現場代理人　□□　△△　㊞ ***私　印*** 1　不符合等の内容 別紙、工事施工協議簿による。 ***工事施工協議簿を有効活用すること*** 2　措置に関する意見 別紙、工事施工協議簿による。 ***ポイント*** 契約書第17条を適用し設計変更を行う場合には、現場不符合等確認書（第33号様式）による確認と現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。 注　1　不符合等の内容は、できるだけ詳細に記載すること。 2　措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（だれの意見であるかを明らかにすること。を併記すること。 3　この確認書に別紙を添付した場合は、工事監督員及び現場代理人は、そのつづり目に割り印を押印すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-52	**10－５　現場不符合等確認報告書** 第３４号様式 現場不符合等確認報告書 平成○○年○○月○○日 ○　○　総合振興局（振興局）長　様 私　印 工事監督員　水産課　○○　○○　㊞ 報告者は主任監督員で職と氏名を記入 ○○○○ ← 工事番号を記入 工　事　名　○○○○地区増殖場造成工事 上記建設工事について、平成○○年○○月○○日現場代理人から現場不符合等の旨通知があったので、平成○○年○○月○○日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。 ポイント１ 現場不符合等を確認し、その後速やかに設計変更の上申が行われる場合であっても、現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。 ポイント２ 報告の際には、内容が容易に分かるように、図面や状況写真等を添付すること。 注　この報告書には、現場不符合等確認書その他必要に応じ図面等を添付すること。	**10－５　現場不符合等確認報告書** 第３４号様式 現場不符合等確認報告書 令和○○年○○月○○日 ○　○　（総合）振興局長　様 私　印 工事監督員　水産課　○○　○○　㊞ 報告者は主任監督員で職と氏名を記入 ○○○○ ← 工事番号を記入 工　事　名　○○○○地区増殖場造成工事 上記建設工事について、令和○○年○○月○○日現場代理人から現場不符合等の旨通知があったので、令和○○年○○月○○日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。 ポイント１ 現場不符合等を確認し、その後速やかに設計変更の上申が行われる場合であっても、現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。 ポイント２ 報告の際には、内容が容易に分かるように、図面や状況写真等を添付すること。 注　この報告書には、現場不符合等確認書その他必要に応じ図面等を添付すること。	元号の改正

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-53	**10－６　工事一時中止上申書** 第４０号様式 工事一時中止上申書 平成○○年○○月○○日 ○　○　総合振興局（振興局）長　様 私　印 工事監督員　水産課　○○　○○　㊞ 上申者は主任監督員で職と氏名を記入 ○○○○ ← 工事番号を記入 工　事　名　○○○地区養殖場造成工事 上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。 請負人：○○建設株式会社 工事の一時中止を必要とする範囲及び理由：○○月○○日（台風○○号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。(契約書第19条) 工事の一時中止を必要とする期間：消波堤堤体工の再検討が完了予定の平成○○年○○月○○日まで。(○○日間) 括弧書きで日数も併記 その他必要事項： ポイント 工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「○○の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を請負人に書面をもって通知する必要がある。 また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、請負人に契約解除権（契約書第45条）が発生するケースがあるため注意すること。 注　1　工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。 　　2　工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。	**10－６　工事一時中止上申書** 第４０号様式 工事一時中止上申書 令和○○年○○月○○日 ○　○　(総合）振興局長　様 私　印 工事監督員　水産課　○○　○○　㊞ 上申者は主任監督員で職と氏名を記入 ○○○○ ← 工事番号を記入 工　事　名　○○○地区養殖場造成工事 上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。 請負人：○○建設株式会社 工事の一時中止を必要とする範囲及び理由：○○月○○日（台風○○号）の大雨により消波堤が破損したことから、消波堤法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の消波堤堤体工を一時中止したい。(契約書第19条) 工事の一時中止を必要とする期間：消波堤堤体工の再検討が完了予定の平成○○年○○月○○日まで。(○○日間) 括弧書きで日数も併記 その他必要事項： ポイント 工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「○○の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を請負人に書面をもって通知する必要がある。 また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、請負人に契約解除権（契約書第45条）が発生するケースがあるため注意すること。 注　1　工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。 　　2　工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>他-1-54</td>
<td>

10－７　概数として扱っていた数量の確定について

報告様式

平成　　年　　月　　日

○　○　総合振興局（振興局）長　様　　***私　印***

工事監督員　水産課　　○○　○○　㊞

概数として扱っていた数量の確定について

○○○○ ⟵ ***工事番号を記入***　　***上申者は主任監督員で職と氏名を記入***

工　事　名　○○○地区増殖場造成工事

上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

注　1　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。

2　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

</td>
<td>

10－７　概数として扱っていた数量の確定について

報告様式

令和　　年　　月　　日

○　○　（総合）振興局長　様　　***私　印***

工事監督員　水産課　　○○　○○　㊞

概数として扱っていた数量の確定について

○○○○ ⟵ ***工事番号を記入***　　***上申者は主任監督員で職と氏名を記入***

工　事　名　○○○地区増殖場造成工事

上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

注　1　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。

2　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

</td>
<td>元号の改正</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-73	**13－７　損害発生に関する標準様式** 第５８号様式（損害発生通知書） 損　害　発　生　通　知　書 平成　　年　　月　　日 （工事監督員）　　様 現場代理人（氏　　名）㊞ 工　事　名 上記建設工事の施行に関し、不可抗力により、次のとおり損害が発生したので通知します。 損害発生の日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分 損害概算額：金　　円 損害発生の原因： 損害の内容： その他参考事項： 注　「損害発生の原因」及び「損害の内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。	**13－７　損害発生に関する標準様式** 第５８号様式（損害発生通知書） 損　害　発　生　通　知　書 令和　　年　　月　　日 （工事監督員）　　様 現場代理人（氏　　名）㊞ 工　事　名 上記建設工事の施行に関し、不可抗力により、次のとおり損害が発生したので通知します。 損害発生の日時：令和　　年　　月　　日　　時　　分 損害概算額：金　　円 損害発生の原因： 損害の内容： その他参考事項： 注　「損害発生の原因」及び「損害の内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-74	第５９号様式（発生損害確認書） 発　生　損　害　確　認　書 工　事　名 上記建設工事に関し、平成　　年　　月　　日に発生した不可抗力により生じた損害について、平成　　年　　月　　日現地調査の結果、次のとおり確認した。 平成　　年　　月　　日 工事監督員（職　　氏　　名）㊞ 現場代理人（氏　　名）㊞ 1　損害発生の原因 2　損害の内容 注　1　損害発生の原因は、できるだけ詳細に記載すること。 2　損害の内容は、工事のでき形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料及び建設機械器具ごとに、その名称、規格、品質、性能、数量、損害の程度等できるだけ詳細に記載するものとし、必要に応じ別紙として添付すること。 3　この確認書には、損害発生の原因となった不可抗力の発生を証明する関係機関の証明書を添付すること。 4　この確認書に別紙を添付した場合は、工事監督員及び現場代理人は、そのつづり目に割り印を押印すること。	第５９号様式（発生損害確認書） 発　生　損　害　確　認　書 工　事　名 上記建設工事に関し、令和　　年　　月　　日に発生した不可抗力により生じた損害について、令和　　年　　月　　日現地調査の結果、次のとおり確認した。 平成　　年　　月　　日 工事監督員（職　　氏　　名）㊞ 現場代理人（氏　　名）㊞ 1　損害発生の原因 2　損害の内容 注　1　損害発生の原因は、できるだけ詳細に記載すること。 2　損害の内容は、工事のでき形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料及び建設機械器具ごとに、その名称、規格、品質、性能、数量、損害の程度等できるだけ詳細に記載するものとし、必要に応じ別紙として添付すること。 3　この確認書には、損害発生の原因となった不可抗力の発生を証明する関係機関の証明書を添付すること。 4　この確認書に別紙を添付した場合は、工事監督員及び現場代理人は、そのつづり目に割り印を押印すること。	元号の改正

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-75	第６０号様式（発生損害確認報告書） 発生損害確認報告書 平成　年　月　日 （支出負担行為担当者）　様 工事監督員（職　氏　名）㊞ 工事名 上記建設工事について、平成　年　月　日現場代理人から不可抗力により損害が発生した旨の通知があったので、平成　年　月　日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙発生損害確認書のとおり確認したので報告します。 現場の管理状況 工事監督員としての意見 その他参考事項 注　この報告書には、発生損害確認書（第５９号様式）及び現場代理人から提出された損害発生報告書（第５８号様式）その他必要に応じ図面等を添付すること。	第６０号様式（発生損害確認報告書） 発生損害確認報告書 令和　年　月　日 （支出負担行為担当者）　様 工事監督員（職　氏　名）㊞ 工事名 上記建設工事について、令和　年　月　日現場代理人から不可抗力により損害が発生した旨の通知があったので、令和　年　月　日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙発生損害確認書のとおり確認したので報告します。 現場の管理状況 工事監督員としての意見 その他参考事項 注　この報告書には、発生損害確認書（第５９号様式）及び現場代理人から提出された損害発生報告書（第５８号様式）その他必要に応じ図面等を添付すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-76	第６１号様式（損害負担請求書） 損　害　負　担　請　求　書 平成　　年　　月　　日 （支出負担行為担当者）　　様 住　所 請負人 氏　名　　㊞ 工　事　名 平成　　年　　月　　日付けの発生損害確認書により確認された不可抗力による損害について、その負担を請求します。	第６１号様式（損害負担請求書） 損　害　負　担　請　求　書 令和　　年　　月　　日 （支出負担行為担当者）　　様 住　所 請負人 氏　名　　㊞ 工　事　名 令和　　年　　月　　日付けの発生損害確認書により確認された不可抗力による損害について、その負担を請求します。	元号の改正

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-82	報告様式 平成　年　月　日 （支出負担行為担当者）　様 工事監督員（　職　　氏　名　）　㊞ 概数として扱っていた数量の確定について 工　事　名 上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。 注　1　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。 2　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。	報告様式 令和　年　月　日 （支出負担行為担当者）　様 工事監督員（　職　　氏　名　）　㊞ 概数として扱っていた数量の確定について 工　事　名 上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。 注　1　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。 2　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-83	通知様式 （記号）　第　　号 平成　年　月　日 （請負人）　様 （支出負担行為担当者）　㊞ 概数として扱っていた数量の確定について 工　事　名 上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。 注　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。	通知様式 （記号）　第　　号 令和　年　月　日 （請負人）　様 （支出負担行為担当者）　㊞ 概数として扱っていた数量の確定について 工　事　名 上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。 注　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-84	承諾様式 収入印紙 承　　諾　　書 平成　　年　　月　　日 （支出負担行為担当者）　様 住　所 請負人 氏　名　　㊞ 工　事　名 平成　　年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知のありました上記建設工事の概数として扱っていた数量の確定について、承諾します。	承諾様式 収入印紙 承　　諾　　書 令和　　年　　月　　日 （支出負担行為担当者）　様 住　所 請負人 氏　名　　㊞ 工　事　名 令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知のありました上記建設工事の概数として扱っていた数量の確定について、承諾します。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-90	別記第１号様式 工事設計変更通知書 （記号）　第　　号 平成　年　月　日 （請負人／工事監督員）　様 （支出負担行為担当者）　㊞ 工事名 工事場所 上記建設工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。 なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。 記 （変更の概要） 注　この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。	別記第１号様式 工事設計変更通知書 （記号）　第　　号 令和　年　月　日 （請負人／工事監督員）　様 （支出負担行為担当者）　㊞ 工事名 工事場所 上記建設工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。 なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。 記 （変更の概要） 注　この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-1-91	別記第２号様式 （記号）　第　　号 平成　年　月　日 （請負人）　　様 （支出負担行為担当者）　　㊞ 工 事 名 工事場所 さきに工事内容を変更した上記建設工事について、次のとおり請負代金額を変更したいので、承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。 記 １　現　請　負　代　金　額　金　　円 （うち消費税及び地方消費税の額　金　　円） ２　変更後の現請負代金額　金　　円 （うち消費税及び地方消費税の額　金　　円） 注　「(うち消費税及び地方消費税の額　金　　円)」は、請負人が消費税課税事業者である場合に記載すること。	別記第２号様式 （記号）　第　　号 令和　年　月　日 （請負人）　　様 （支出負担行為担当者）　　㊞ 工 事 名 工事場所 さきに工事内容を変更した上記建設工事について、次のとおり請負代金額を変更したいので、承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。 記 １　現　請　負　代　金　額　金　　円 （うち消費税及び地方消費税の額　金　　円） ２　変更後の現請負代金額　金　　円 （うち消費税及び地方消費税の額　金　　円） 注　「(うち消費税及び地方消費税の額　金　　円)」は、請負人が消費税課税事業者である場合に記載すること。	元号の改正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-2-4			元号の改正

旧

（様式　1）

○　○　○　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

○○総合振興局（振興局）○○部○○課長

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行上の参考資料といたしたく、下記により当該資材についての見積価格（別紙及びその他必要資料）を提出されますようお願い申し上げます。

記

品名（資材名）	
形状寸法・品質・規格	
見積条件	現場着価　・　工場渡し　　（いずれかを記載）
見積有効期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
支払条件	現金の場合
取引数量	

提出期限　平成　年　月　日

問合せ及び提出先

○○総合振興局（振興局）水産課　○○係

住　所
電話番号

新

（様式　1）

○　○　○　第　　号
令和　　年　　月　　日

様

○○（総合）振興局○○部○○課長

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行上の参考資料といたしたく、下記により当該資材についての見積価格（別紙及びその他必要資料）を提出されますようお願い申し上げます。

記

品名（資材名）	
形状寸法・品質・規格	
見積条件	現場着価　・　工場渡し　　（いずれかを記載）
見積有効期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
支払条件	現金の場合
取引数量	

提出期限　令和　年　月　日

問合せ及び提出先

○○（総合）振興局○○部水産課○○係

住　所
電話番号

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-2-5			元号の改正

旧

（様式　２）

見　　積　　書

会　社　名　　印

担当責任者名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

見積有効期間　：　平成　　年　　月　～　平成　　年　　月

支払条件　：　現金の場合

見積条件　：　現場着価　・　工場渡し　（どちらかに○をしてください）

取引数量　：

資材名	
形状寸法・品質・規格	
製作会社（メーカー）名 住所、電話番号	会社名 住所 電話
見積条件による現場着価扱い範囲の詳細（いずれかに○をしてください）	１．全道現場着価　２．支庁管内現場着価　３．対象現場着価 ４．離島は含まない　５．離島を含む（ａ．海送費込み　ｂ．海送費別途） ※１、２に係る４，５の条件は必ずそれぞれに○をしてください。
見積資材の取扱状況（流通ルート）の確認 現場までの流通ルート(点線）を実線で結んでください。	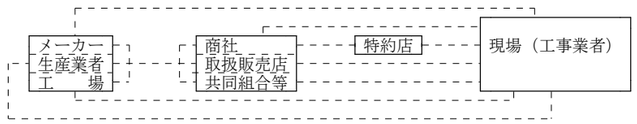

平成　年度（A） 見積価格	平成　年度（B） 実勢価格（取引価格）	平成　年度（C） 見積価格	単位	(C)/(A)	価格変動の理由

※本紙記載にあたっての留意事項
1　本様式は、一見積資材（今回見積を必要とする一資材）一様式とする。
2　実勢価格（取引価格）を証明する領収書の写し等を提出すること。
3　カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。
4　（A)、(B）は前年度（または、前々年度の価格）価格。(C）は当該年度。
5　見積条件（現場着価取扱い範囲の詳細）は、見積資材の取扱商圏等（流通ルート）の範囲を確認して記載すること。
6　価格はすべて消費税等抜き単価とする。

新

（様式　２）

見　　積　　書

会　社　名　　印

担当責任者名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

見積有効期間　：　令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

支払条件　：　現金の場合

見積条件　：　現場着価　・　工場渡し　（どちらかに○をしてください）

取引数量　：

資材名	
形状寸法・品質・規格	
製作会社（メーカー）名 住所、電話番号	会社名 住所 電話
見積条件による現場着価扱い範囲の詳細（いずれかに○をしてください）	１．全道現場着価　２．振興局管内現場着価　３．対象現場着価 ４．離島は含まない　５．離島を含む（ａ．海送費込み　ｂ．海送費別途） ※１、２に係る４，５の条件は必ずそれぞれに○をしてください。
見積資材の取扱状況（流通ルート）の確認 現場までの流通ルート(点線）を実線で結んでください。	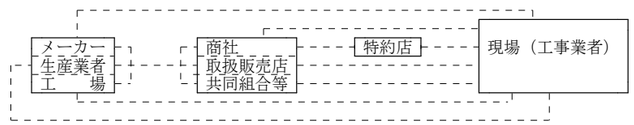

令和　年度（A） 見積価格	令和　年度（B） 実勢価格（取引価格）	令和　年度（C） 見積価格	単位	(C)/(A)	価格変動の理由

※本紙記載にあたっての留意事項
1　本様式は、一見積資材（今回見積を必要とする一資材）一様式とする。
2　実勢価格（取引価格）を証明する領収書の写し等を提出すること。
3　カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。
4　（A)、(B）は前年度（または、前々年度の価格）価格。(C）は当該年度。
5　見積条件（現場着価取扱い範囲の詳細）は、見積資材の取扱商圏等（流通ルート）の範囲を確認して記載すること。
6　価格はすべて消費税等抜き単価とする。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和元年１０月）　新旧対照表（令和元年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他-2-6			元号の改正

（様式　3）

見積書による単価策定書

課長	係長	設計者	係					

資材名（品名）	
形状寸法・品質・規格	
工事名	
策定年月日	平成　年　月　日
単価有効期限	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
見積条件	現場着価　(○○管内現場着価（離島を含む、海上費込み))
最終策定決裁者 職名・氏名	
設計者 所属名･職名･氏名	

査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
当年度査定価格の平均値算出			
排除する査定整理番号 （排除する異常値）			
当年度査定価格平均値再算出			
設計単価			
注意事項			

（様式　3）

見積書による単価策定書

課長	係長	設計者	係					

資材名（品名）	
形状寸法・品質・規格	
工事名	
策定年月日	令和　年　月　日
単価有効期限	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
見積条件	現場着価　(○○管内現場着価（離島を含む、海上費込み))
最終策定決裁者 職名・氏名	
設計者 所属名･職名･氏名	

査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
当年度査定価格の平均値算出			
排除する査定整理番号 （排除する異常値）			
当年度査定価格平均値再算出			
設計単価			
注意事項			